

宿泊事業者感染防止対策等支援事業：Q&A

2021/7/28

番号	区分	Q	A
1	対象事業者	申請できる者はだれか。	・当該支援金事業では、旅館業法上の許可を得た宿泊施設を対象としています。
2	対象事業者	宿泊施設にあるお土産屋・レストラン・スポーツジム等も補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の敷地内であれば対象となります。 ・ただし、次のことに留意してください。 <ul style="list-style-type: none"> ①申請者は旅館業許可を有する宿泊事業者であること ②当該許可を有する宿泊施設内の敷地内の施設に関する経費（必需品、機器、備品購入、工事等）であること ③申請者が上記経費の負担者であること。
3	対象事業者	公の施設、指定管理者の施設については申請可能か。	・申請可能です。
4	交付申請	申請はどのように行うか。	<ul style="list-style-type: none"> ・支援金の申請・支給などについては、道が事業者に委託し、事業者が支援金事務局を設置して行います。 ・申請は、7月26日にお知らせした特設ページにおいて電子申請により行います。
5	交付申請	募集はいつから、どのような形で始まるか。	・7月26日に特設ページを開設しました。こちらで電子申請を行ってください。
6	交付申請	申請書の提出期限はあるか。	・申請日の締め切りは8月20日です。同日内に申請書を事務局に電子申請により提出していただきます（郵送の場合は同日の消印まで有効です）。
7	交付申請	申請者が複数の宿泊施設を有する場合はどのように申請すれば良いか。	・複数の宿泊施設に関する申請は、施設ごとに申請を行います。
8	交付申請	申請時点で、申請に係るすべての支払いを終えている。その場合は、どのように申請するか。	・対象経費に係る全ての支払いを終えている場合は、「事後申請」として申請と実績報告を同時に提出します。採択された場合、より早期に支援金を受けることができます。
9	交付申請	支援金額は税抜で申請するか。	・基本的には申請者が課税事業者であれば、税抜金額での申請となります。
10	交付申請	通常分と特例分どちらも含めて申請をしているが、支援金額の算出について教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局開設に併せて、金額を自動的に算出する資料をホームページで公開しますので、そちらをご活用ください。 ・通常分と特例分の申請例としては次のとおりとなります。（申請例）通常分・特例分で申請した場合… 上記①のワーケーション整備経費800万円（採択後に整備を実施） ⇒対象経費800万円×補助率3/4＝支援金600万円 上記②経費：消耗品50万円、機器150万円（昨年度に支出済） ⇒対象経費200万円×補助率1/2＝支援金100万円 合計700万円の支援金
11	交付申請	通常分を800万円、特例分を800万円で申請する場合、特例分は100万円分を対象経費として採択を受けた場合、特例分の残りの700万円分についても、証拠書類を提出する必要があるか。	・採択決定を受けた部分についての証拠書類を提出していただきます。今回の場合、特例分の700万円分については提出不要です（このようなケースの場合、申請の際に、事務局がミニマムの申請と証拠書類の提出となるようなアドバイスします）。
12	交付申請	交付申請の際に、活用分野と購入機器等の関連性について理由を記載、または説明する必要があるか。	・活用分野と経費の関連性がわかりにくい場合、交付申請の内訳書（今後公表予定）の備考に理由を付記してください。必要に応じて、事務局から申請者に照会をします。
13	交付申請（証拠書類）	電子申請の際に証拠書類の添付はどのようにするか。	・証拠書類はPDFあるいは写真データの形式により、電子申請に添付して頂きます。
14	交付申請（証拠書類）	電子申請の際に必要な書類について教えてほしい。	・対象経費区分により、添付いただく証拠書類は異なりますが概ね別添「証拠書類一覧」のとおりです。そのほか、旅館業許可証を添付していただけます。
15	対象経費（概要）	感染防止対策に必要な経費とは具体的にどのようなものが想定されるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例については別添「対象経費一覧」をご参照ください。 ・そのほか、事業の趣旨を踏まえたものであれば対象経費となります。
16	対象経費（概要）	具体的にどのような事業を実施したら対象となるか分からない。	・お困りの場合、支援金事務局にご相談ください。

番号	区分	Q	A
17	対象経費（概要）	「対象経費一覧」に記載のもので申請すると必ず採択を受けられるか。〇〇（購入予定物品）は対象となるので、必ず採択されるか。	・申請頂いた内容をもとに審査を行い、予算の範囲内で事業の採択を行うので、要件に合ったとしても、必ず採択されるということではありません。なお、先着順ではありません。
18	対象経費（概要）	審査方法について教えてほしい。	・審査方法については公表を予定しておりません。申請頂いた内容をもとに審査を行い、予算の範囲内で事業の採択を行うので、要件に合ったとしても、必ず採択されるということではありません。
19	対象経費	具体的な対象経費を教えてください。	・別添「対象経費一覧」をご参照ください。 ・そのほか、事業の趣旨を踏まえたものであれば対象経費となります。お困りの場合、支援事務局にご相談ください。
20	対象経費	感染防止対策のための消耗品であれば全て対象となるのか。	・宿泊事業者で構成される団体が定めた新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの取組に基づく消耗品に限定します。
21	対象経費	市町村が旅館業法の営業許可を有し、交付申請を行う場合、消費税は補助対象経費となるか。	・必ずしも補助対象経費とはなりません。市町村と指定管理者等の関係性について書類（「基本協定」等）で確認したうえで取扱いを決めるのでご相談ください。
22	対象経費	バリアフリー改修は今回の対象となるか。	・新たな需要を創出すると説明がつくものであれば、対象とすることは可能です。
23	対象経費	インバウンド対応や災害対応に資する物品の購入は対象となるか。	・新たな需要を創出すると説明がつくものであれば、対象とすることは可能です。
24	対象経費	テレワークに要する備品が対象となるとあったが、パソコン購入やWi-Fiルーター設置、またはトイレの洋式化等も対象となるか。	・「ネット回線費用」は経常的な費用であり対象外ですが、Wi-Fiルーターであれば備品としてみることは可能です。また、トイレの洋式化等の改修については、便座の自動開閉等感染症対策と認められる場合は対象となります。
25	対象経費	①通販で購入した場合の送料や②商品代金支払いのための銀行振込手数料は支援金の対象となるか。	・①送料は、「感染防止対策に直接必要となる経費」であるため、対象と認められます。発注先に見積りに含めて記載してもらうようにしてください。 ・②振込手数料については、銀行等に支払うものであり、対象外となります。
26	対象経費	宿泊施設の従業員のPCR検査費用は対象となるか。	・対象となります。PCR検査のほか、抗原・抗体検査も対象となります。
27	対象経費	不動産購入は対象となるか。	・対象外です。施設改修以上の固定資産の取得は想定しておりません。
28	対象経費（対象外）	人件費は対象となるか。	・補助対象事業者の経常的な経費（人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）は対象外です。 ・本事業に必要なアルバイト等の非常勤職員等を雇う経費については対象となります。
29	対象経費	コンテンツ開発とは、どのようなものを想定しているか。従業員にコンテンツ開発を従事させた場合の人件費は対象となるか。	・コンテンツ開発は幅広いものを対象とし、いわゆる新商品開発やイベント、プロモーションといったものを想定しています。 ・従業員など常用雇用者にかかる人件費等は、対象外です。
30	対象経費	地域の観光事業者とグループを組んでコンテンツ開発をする場合、補助対象となるか。	・宿泊事業者が交付申請者であれば、観光事業者等と連携して事業する場合、宿泊事業者が支払う費用について対象経費となります。
31	対象経費	テレワークの促進や経営転換にかかる備品、什器等の経費も対象化。ワーケーションのWi-Fi整備で、新規ではなくスピードアップ等の性能向上も対象となるか。	・什器や備品取り替えも対象です。
32	対象経費（リース）	リースは対象となるか。	・対象となります。ただし、リース料については、宿泊客の使用等により利用料金が生じ、宿泊施設側の収益となるような機器等を除きます（例：コインランドリーなど）。
33	対象経費	通信販売で購入した経費分も対象となるか。	・対象となります。
34	証拠書類	令和2年に購入した感染防止対策の消耗品について、領収書、レシートを紛失している。交付申請は可能か。	・残念ながら証拠書類がない経費は申請できません。 ・購入した店舗、業者等に証拠書類の再発行を依頼するなどしてください。
35	対象経費	消費税は対象経費に含まれるか。	・対象外です。 ・ただし、申請者が免税事業者の場合は、消費税を対象経費に含めて申請することができます。
36	対象経費（期間）	支援金の補助対象となる期間はあるか。	・令和2年5月14日以降に支出の原因となる行為（例：契約締結、発注行為）を行い、令和3年12月31日までの間に支払いを行った経費が対象です。 ・「支出の原因となる行為」とは、例えば、契約締結や発注行為などの行為です。
37	対象経費（期間）	令和2年4月に契約締結をしたリース・代行、工事について、令和2年6月に完了し代金を支払った場合、支援金対象となるか。	・残念ながら支援対象とはなりません。

番号	区分	Q	A
38	対象経費（期間）	令和2年6月に支払いを終えた必需品の領収書は手元にあるが、発注書は廃棄している。支援金は申請できるか。	・可能です。申請の際に日付入りの領収書を添付してください。
39	対象経費（期間）	令和2年6月に支払いを終えたリース・代行、工事等代金の金融機関振込依頼書は手元にあるが、契約書は見当たらない。支援金は申請できるか。	・これらの経費の場合、契約締結日を確認できる契約書が必要です。
40	補助併用	国の持続化補助金を受けているが、当該支援事業で支援金を受けることは可能か。	・同一の経費を計上することはできません。
41	補助併用	昨年度、道の事業の「感染拡大防止ガイドライン策定普及モデル事業」や札幌市の「札幌市宿泊施設第三次心援金」で、消耗品について感染拡大防止金を受給しているが、当該消耗品の費用について、今回の支援金の対象経費となるか。	・対象経費となります。昨年度の道事業は、消耗品等の経費に対する定額補助であるため、購入した特定の消耗品ではないので、今般の事業で対象経費として認められます。
42	補助併用	市町村が実施した補助や支援事業で交付を受けた費用について対象となるか。	・対象となりません。
43	補助併用	「支援金の対象となる経費」について、他の支援金等を利用する場合は対象となりますか。	・本事業の支援対象となる経費に対して、他の公的支援金との併用はできません。 ・国や地方自治体が行う事業者支援金や休業要請に伴う支援金を受給しても、本支援金を受けることは妨げません。 ・国や地方自治体の補助金等の採択（交付決定通知）を受けて購入したものの、実施した改修工事などを対象として本支援金を受けた場合は、後日返還命令がかかることがありますので、留意願います。
44	補助併用	今年度、札幌市の「宿泊施設感染症対策等支援補助金」で消耗品購入について補助を受けたが、当該支援金の申請可能か。	・本事業の支援対象となる経費に対して、他の公的支援金との併用はできません。
45	補助併用	今年度、札幌市の「宿泊施設感染症対策等支援補助金」で、2分の1補助の交付決定を受けたが、これを返還または事業の中止をして、当該支援金に乗り換えて4分の3補助を受けることは可能か。	・他の機関から交付決定を受けた場合、当該支援金を申請することはできません。他の機関の交付決定前であれば、この申請を取り下げた上で、支援金の申請は可能です。
46	補助併用	札幌市の「宿泊施設感染症対策等支援補助金」と併願で申請することは可能か。	・可能です。ただし、受けられる補助は道か札幌市のみいずれかです。札幌市の採択時期が早いので、採択された場合、道の申請は取り下げてください。ただし、通常分が申請に含まれる場合、道では最大で3/4の補助が受けられる可能性があるため、ご判断ください。また、札幌市事業よりは、対象経費が広いので、札幌市に申請した以外の経費について申請して頂きたいです。
47	実績報告	事業はいつまでに完了する必要があるか。	・12月31日までに全ての支払いを終わらせる必要があります。支払い後、30日を経過する日までに、実績報告を提出していただきます。
48	実績報告	実績報告の提出期限はいつまでか。	・事業終了後30日以内又は令和4年1月31日のいずれか早い期日までに提出していただきます。
49	実績報告	実績報告の際に必要な書類について教えてほしい。	・対象経費区分により、添付いただく証拠書類は異なりますが概ね別添「証拠書類一覧」のとおりです。
50	現地検査	現地検査は全ての施設に対して実施するのか。なにを検査するのか。	・抽出検査により実施します。 ・観光局職員または支援事務局職員が宿泊施設に赴き、支援対象の現物確認、利用方法の確認、証拠書類の原本確認を行います。
51	支援金支給	支援金はいつ支給されるか。	・申請された事業の完了後、報告書を提出いただきます。事務局で、内容を審査して現地検査を行い、実績報告書を受理します。原則として受理（必要書類が全てある場合）後、3～4週間以内に指定口座への振込を行います。
52	制度その他	交付申請を2回に分けて行うことは可能か。	・ひとつの施設についてひとつの申請としています。 ・事業内容の目的が変わる場合等は変更申請を受け付けます。ただし、この場合でも当初に採択決定を受けた金額を上限として変更が承認します。
53	制度その他	予算額はいくらか。	・支援金の予算額は約70億円です。
54	制度その他	支援金の支給下限額について教えてほしい。	・下限額は設けておりませんが、支援金の単位は千円単位です（対象経費に補助率を乗じた金額のうち千円以下は切り捨てられます）。

番号	区分	Q	A
55	制度その他	補助率の考え方について教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> 詳しくは特設ページをご確認ください。 今回の事業者支援は令和3年7月2日以降に生じた経費と、令和2年5月14日以降に支出の原因となる行為を行い令和3年7月1日までに生じた経費の補助率が異なりますのでご注意ください。
56	制度その他	第2回申請は予定しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 第1回の申請や採択の実施状況を見て判断します。 実施する場合はホームページ、SNS、メディア等でお知らせします。
57	制度その他	地域の宿泊事業者に事業の説明会を実施してほしいが可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、観光局または支援金事務局からアドバイザーの派遣を行いますのでご相談ください。なお、コロナ感染状況に応じてオンラインで実施します。
58	対象事業者	旅館業許可の登録を受ける前に購入した物品について申請することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 可能です。旅館業の許可は、申請日時点で受けている必要がありますが、登録以前に、準備を進めるホテル・オープン等のために購入する物品について申請することはできます。
59	対象事業者	申請者が運営するものではないが、宿泊施設内のスポーツジムでの物品購入費用について申請することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が物品等の購入を負担する場合は対象となりえます。なお、申請者と運営会社の関係性を確認するため、追加で書類等を提出していただくことがあります。
60	対象経費	申請者の従業員等に対して実施する「職域接種」で要する費用について申請することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ①要綱の趣旨に沿った支出であり、②その他の公的機関の補助・支援金の採択決定を受けた費用でなければ申請することは可能です。 ただし、道支援事業により支援金を受給した後、職域接種を支援する新たな補助・支援金等が他の公的機関により創設された場合、制度内容によっては道支援事業で受給を受けた経費について、新たな制度では補助・支援を受けることができないことがありますので、ご注意ください。
61	証拠書類	昨年実施した工事について、工事前の写真は撮影していないが申請は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 原則、工事前の写真も必要です。 ただし、実績報告時に提出頂く完了図面、納品書、完了届等の書類を確認し、現地調査を行ったうえで判断します。
62	対象経費	宿泊施設内の内装を申請者自ら実施する場合、①人件費や②材料費は対象経費となるか。	<ul style="list-style-type: none"> 可能ですが、経費の計上の仕方について次のとおり制約があります。 ①今般事業では、従業員等の経常的な人件費は対象外です。 ②材料費はメーカー等からの購入価格を計上しなければなりません（購入価格から価格への上乗せは利益となるため認められません）。 したがって、申請者やその従業員を用いて内装を行う場合、直接、当該業務に従事した時給分の人件費と経常経費（給与）と切り分け、また、確認ができるようにしてください。 材料費についてもメーカー等からの請求書の金額で申請してください。
63	証拠書類	見積書を徴さずに購入した物品について、交付申請する際に見積書の提出が必要か。	<ul style="list-style-type: none"> 見積書や発注書がない場合は、対象物品の商品名、メーカー名、型番、金額、計画内容、工期などを確認できるような書類を提出して頂きます。今後、購入いただく予定の物品については見積書や発注書をご用意ください。
64	対象経費	9月の採択を受けてから工事発注を行うため、12月末に工事と代金支払が終わらない恐れがある。支援金の支給対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> 本事業では、12月末までに事業を終了（この場合、工事完了と工事代金支払い）する必要があります。 契約を工事の段階ごとに行うなどして、12月末までに事業を終えたものについて支援金支給することは可能です。
65	対象経費（リース）	リース契約の場合、例えば、3年契約の場合、全てが対象経費となるか。	<ul style="list-style-type: none"> 全ては対象とはなりません。 対象となるのは、①令和3年12月末までをリース期間とした経費を対象とし、かつ、②令和3年12月末までに支払いの生じた費用です。 そのため、例えば、月をまたぐ一括払いの場合で、支払いのリース期間が令和3年12月31日を超えるものについては対象外です。
66	対象事業者	宿泊施設の運営移譲により、旅館業の許可証を別法人に書き換えたが、旧運営者が支払った費用について対象経費とすることができるか。	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が負担した／する対象経費に対して補助するのが本事業の趣旨です。 例えば、その費用や債務の一部を旧運営者から新運営者が負担したというような特別な場合を除いて、旧運営者が負担した費用について、新運営者が対象経費として申請することはできません。 上記対象となりうる場合、両者の関係性や再建債務関係書類により確認・審査させていただきます。

番号	区分	Q	A
67	対象経費	割賦払い中の機器購入について、対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・割賦払いは購入と同じ扱いのため、令和3年12月31日までに割賦払いに係るすべての支払いを終える場合が対象となります。 ・割賦払いが上記期間を超えて行われるものは対象期間中の経費についても対象となりません。 ・例えば、12月31日までに一括払いに変更して頂ければ対象となります。
68	対象事業者	閉館予定の宿泊施設があるが、特例分で申請することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、宿泊事業を継続することが困難な場合は申請することはできません（誓約書第九参照）。 ・ただし、消耗品は、閉館までの期間で使用した（する）分については申請が可能です。事務局に事情をご相談下さい。
69	対象経費	宿泊施設の支配人が、申請者に代わって立て替えた費用は申請可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、申請者が負担した費用が対象となります。 ・次のような書類を追加で提出して頂き、審査の上で決定させていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ①立て替え者と申請者の関係性を示す書類（例：任意様式による申出書） ②立て替え者が立て替えを行った際の証拠書類 ③申請者が立て替え者に支払った証拠書類 ・なお、支払の生じた日は、申請者が立て替え者に支払を行った日です。 ・また、支援金の支払先は申請者名義の口座です。
70	制度その他	9月17日の採択決定を待たず観光ハイシーズンまでに購入したい機器がある。先に購入を進めても問題ないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該補助金を利用して機器購入するのであれば採択決定後に購入してください。 ・採択前に購入を進めて申請することも可能です。
71	制度その他	複数回の申請は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請は、ひとつの施設につき、特例・通常分あわせて1回です。
72	変更申請	採択決定を受けた後、事業内容が変更となる場合、変更申請を行う必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・次のような場合には変更申請が必要です。軽微な変更が生じる場合でも、まずは支援金事務局に相談し、変更申請が必要か否か指示を仰いでください。なお、変更申請によっても、当初の交付決定額を増額することはできません（減額のみ可能です）。 ①活用目的の区分が変更となる場合（例：ワーケーション⇒感染防止対策） ②購入する機器の種類が変更となる場合（例：空気清浄機⇒サーモグラフィ） ※購入機器の個数減、購入機器の型番変更の場合、変更申請は必要ありません。
73	対象経費	機器購入の際の製品保証料は対象か。	<ul style="list-style-type: none"> ・購入の際に付加する保証は対象です。
74	対象経費	マイクロツーリズム・ツアーのため車両を購入した。その際、①自動車税、②車庫証明手数料（証紙代）、③自賠責保険・任意保険料は対象か。	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも対象となりません。①、②は公課公租のため、③は経常的な経費のためです。
75	対象経費	自動車、パソコン、タブレット等、汎用性のある物品の購入は対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該支援金申請の目的に使用することを前提に対象となります。また、支援金の趣旨で使用されているかどうか、必要に応じて現地調査を行います。
76	対象経費	①ログハウスは対象となるか。また、②トラックの上ののせる木造の小屋（いわゆる「トラックハウス」）は対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の定着物となる①ログハウスは不動産に該当するため対象外です。 ・②トラックハウスについては動産に該当するため対象となりえます。
77	申請方法	様式2号について、必需品の入力項目が20では足りないがどうすべきか。	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、1行に1つの証拠書類が該当することが望ましいですが、1行にまとめることが出来る商品がある場合はまとめて記載してください。 （例）マスク（商品名、メーカー名等は代表的なものを記載） 個数1,000 金額100,000（←これに対応する領収書が複数枚あるようなイメージ） （例）消毒液等消耗品（←消毒液を代表的な購入品として、ほかにマスクなどを購入している場合）